

「都市・地域再生等利用区域」の指定書伝達式を開催します

～ 名取川「閑上地区」の指定は宮城県内初！ ～

- ・ 河川空間を活かした賑わい拠点の創出により、さらなる閑上地区の観光振興そして地域活性化を図ります。

名取市は、名取川閑上地区河川空間のオープン化（※1）に向け、令和3年2月10日に東北地方整備局あて要望書（※2）を提出していましたが、令和3年3月18日付けで河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定（※3）となりましたので、下記のとおり指定書の伝達式を開催いたします。

1. 日 時：令和3年3月29日（月）16：00～16：30
2. 場 所：名取市役所 第2・第3・第4委員会室
（宮城県名取市増田字柳田80）
3. 出席者：東北地方整備局河川部長、名取市長
4. 内 容：指定書伝達式、名取市長による事業計画概要説明

- ※1 河川空間で営業活動を行えるよう、区域指定する事をオープン化と称しています。
- ※2 名取川水系名取川における「都市・地域再生等利用区域の指定等についての要望書」（名取市の計画概要は「別紙1」を参照ください。）
- ※3 平成23年3月の河川敷地占用許可準則改正によって、協議会等により地域の合意が図られた地方公共団体からの要望を踏まえ、河川管理者が「都市・地域再生等利用区域」に指定すれば、占用主体及び占用施設を緩和してオープンカフェ、売店等への占用許可が可能になります。（制度の概要は「別紙2」を参照下さい。）

<発表記者会>

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、名取市関係報道機関>
※Web配信も行います。URLは開催時間直前に名取市HPでお知らせします。

問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所 022-248-4131
副所長（河川担当） さいとう まさみち 齊藤 正道 / 河川管理課長 せき ひろあき 関 浩明
名取市生活経済部 商工観光課 022-724-7149
観光振興係長 おおみや ただし 大宮 正

【別紙 1】

計画概要

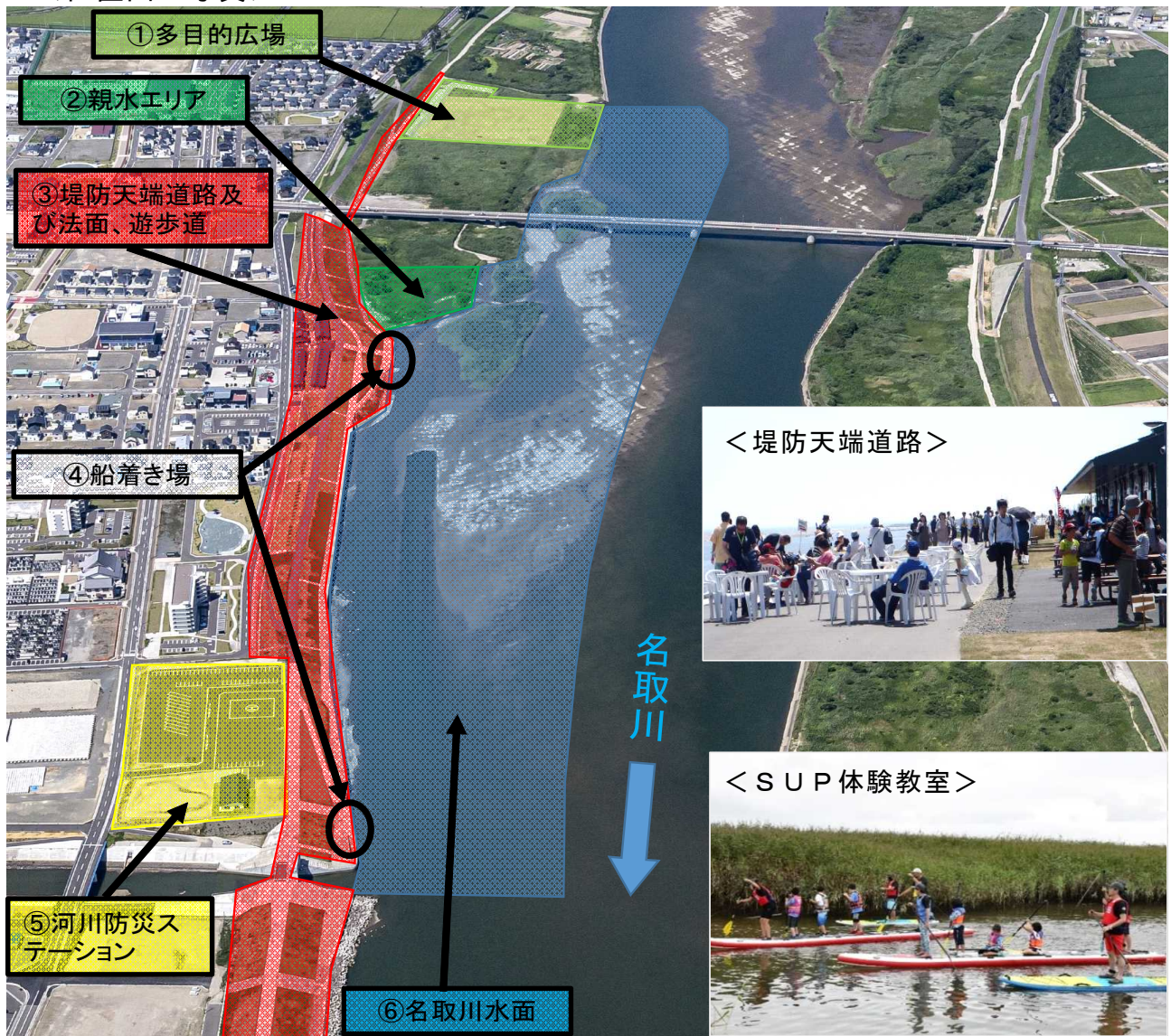
名取市では、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた閑上地区の再建において「名取市震災復興計画」、「閑上かわまちづくり計画」及び「閑上地区まちなか再生計画」に基づき、復旧・復興に向けたまちづくりを行っており、市民生活の再建と新たな観光・交流拠点としての形成を進めている。

名取川を中心に貞山運河や仙台湾などの水辺を地域の資源として十分に活用し「かわまちてらす閑上」、「貞山運河舟運事業」、「震災復興伝承館」、「SUP事業」の各事業及び事業間の連携、さらには「ゆりあげ港朝市」等の他の観光資源との連携及び相乗効果により、閑上地区の観光振興そして地域活性化を図る目的としている。

<区域指定箇所>

- | | |
|------------------|--------------|
| ① 多目的広場（緩傾斜河岸含む） | ④ 船着き場 |
| ② 親水エリア | ⑤ 河川防災ステーション |
| ③ 堤防天端道路、法面及び遊歩道 | ⑥ 名取川水面 |

<位置図・写真>



【別紙 2】

都市地域再生等利用区域の制度概要

<制度の概要>

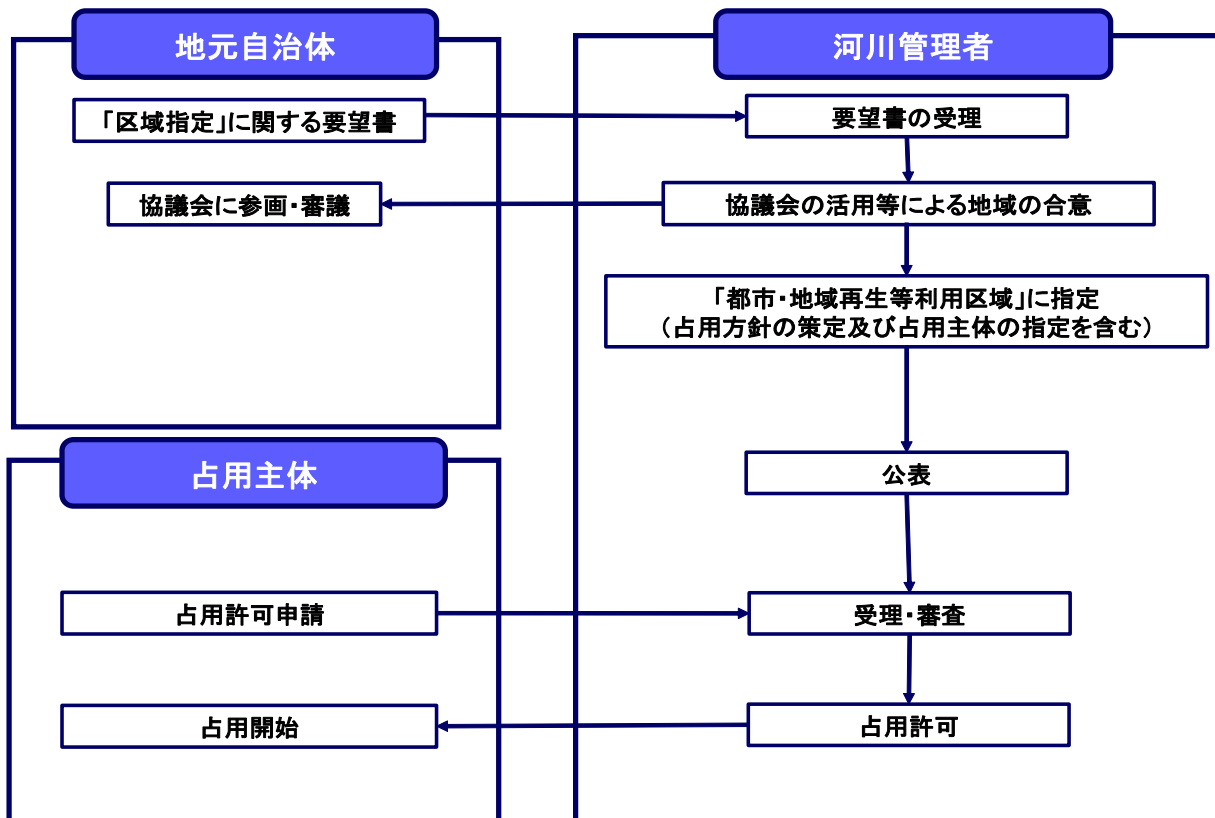
河川敷地の占用は、原則として公的主体（市町村等）に許可されているところであるが、平成23年の河川敷地占用許可準則の改正により、多様な主体による賑わいのある水辺空間の創出に資するため、特例として地域の合意が得られた場合には、占用主体及び占用施設を緩和してオープンカフェ、売店など営業活動を行う事業者等（民間事業者等）についても占用を許可することが可能となった。

当該制度の基本スキームとしては、河川管理者は、協議会等の活用により地域の合意が図られた都道府県又は市町村から都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書の提出を受けて、当該区域の指定を行った上で、民間事業者等を含めた主体に占用許可手続きを行うことになる。

【都市・地域再生等利用区域指定により利用可能な施設】

広場、イベント施設、船着き場等（これらと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明、音響施設、キャンプ場、バーベキュー場等）
日よけ、船上食事施設、突出看板、川床等

「都市・地域再生等利用区域」の指定～利用までのフロー



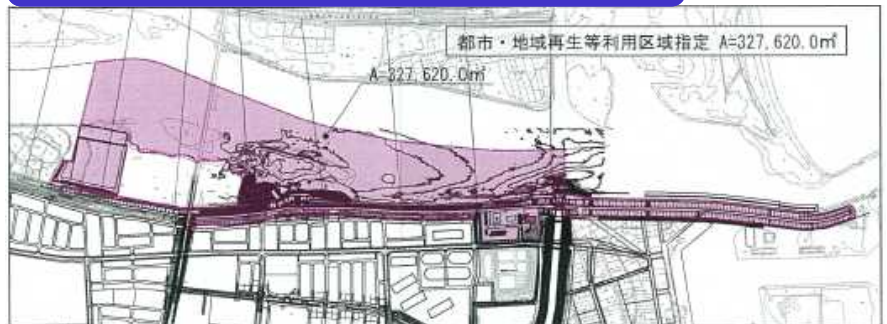
【参考資料】 宮城県内初！ 名取川「閑上地区」のオープン化

- ・河川空間のオープン化活用実績数は、令和2年3月末時点で、全国で80箇所が指定。
- ・東北では、昨年度指定した山形県の長井ダムに次いで2番目の指定で、名取川「閑上地区」の指定は宮城県内初の指定。

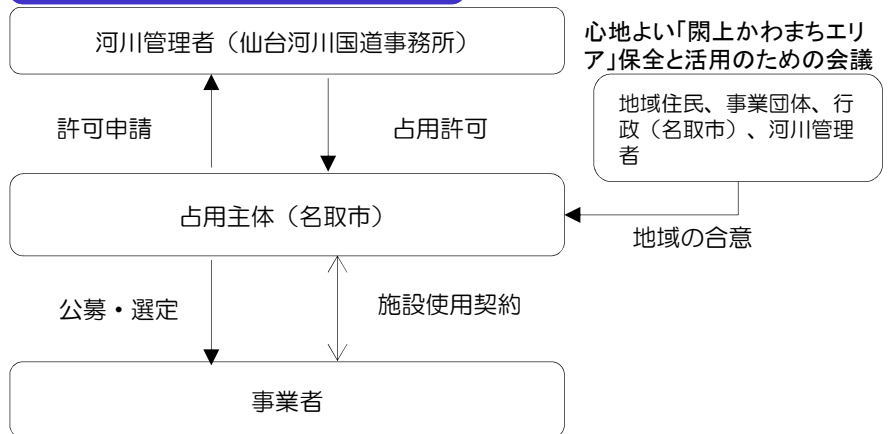
位置



都市・地域再生等利用区域図



事業スキーム



オープン化とは

河川空間では、原則、営業活動は行われていませんでしたが、河川空間を積極的に活用したいとの要望の高まりを受け、地域の合意が得られて場合等の要件を満たせば、オープンカフェなどの営業活動が可能となりました。このように河川空間で営業活動が行えるよう、「都市・地域再生等利用区域の指定」をすることをオープン化と称しています。

予定される営業活動内容

かわまちてらす閑上



SUP体験教室



伝承・防災教育



舟運事業



イベント実施

